

# 大分大学福祉健康科学部同窓会 福蓮会 会則

## 第1条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、会員の福利厚生、社会および母校の発展に資することを目的とする。

## 第2条（名称）

本会は大分大学福祉健康科学部同窓会（福蓮会）と称し、事務局は会長の指定するところに置く。

## 第3条（会員）

本会は次の会員をもって組織する。

- （1）正会員 大分大学福祉健康科学部卒業生
- （2）学生会員 大分大学福祉健康科学部の在学生
- （3）特別会員 入会を希望する大分大学福祉健康科学部常勤教員

2. 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- （1）退会
- （2）死亡
- （3）除名
- （4）退職（特別会員のみ該当）

上記（1）の退会を希望する会員は、役員会へ退会届を提出しなければならない。また本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

## 第4条（事業）

本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員名簿の管理
- （2）ホームページ等での会員への情報発信
- （3）会議の開催などの会務執行
- （4）その他、目的達成のために必要な事業

## 第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長1名
- （3）理事3名
- （4）監事2名
- （5）事務局長1名

## 第6条（役員等の任務）

本会に、会務執行のため、次の役員等を置く。

- （1）会長は本会の会務を総理する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
- （3）理事は、会長、副会長とともに役員会の構成員として会務執行にあたる。
- （4）監事は本会の会計監査を行う。
- （5）事務局長は会長の命を受け、事務局の運営に従事する。

## 第7条（役員任期）

本会の役員任期を次のとおり定める。

- （1）役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- （2）役員に欠員等が生じた場合の後任者の任期は、その残任期間とする。

## 第8条（役員選出）

役員は次の方法により選出する。

- （1）会長は正会員の中から総会にて1名選出する。
- （2）副会長は正会員の中から理事の推薦により1名選出し、総会の承認後、会長が委嘱する。
- （3）理事は正会員の中から各コースから1名のあわせて3名選出し、総会の承認後、会長が委嘱する。
- （4）監事は、正会員の中から2名選出し、総会の承認後、会長が委嘱する。
- （5）事務局長は会長が委嘱する。

## 第9条（会議）

本会に総会、役員会を置く。

- （1）総会は本会の最高決議機関とする。ただし役員会をもってこれにあて、毎年1回開き、必要に応じて臨時に開会することができる。総会では決算の報告、予算の承認、役員選任、会則の変更、その他重要事項を議決し、その際、必要に応じて福祉健康科学部学生自治会（福輪会）の意見を聴取するものとする。なお、総会の議決は出席者（委任状を含む）の半数以上の賛成を必要とする。
- （2）役員会は役員3分の2以上の出席をもって開催し、議決には出席者全員の賛成を必要とする。

## 第10条（会議の招集）

会議は会長が招集し、その議長となる。

## 第11条（支部）

支部は、地域別及び職域別等に設けることができる。

## 第12条（会計年度）

会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第13条（経費）

本会は、入会金及び寄付金をもって充てる。

- （1）入会金は、新入会員が入会するとき7,000円を本会に納付するものとする。
- （2）特別会員からは会費は徴収しない。

## 第14条（雑則）

- 1 会員で住所、職場の変更または氏名を改めた場合は、その都度速やかに事務局に通知しなければならない。
- 2 会員の住所、職場などの連絡先については、同窓会や大学からの広報物の郵送など以外には使用しない。
3. この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は役員会の決議によって定めることができる。
4. 事務局長は、副会長または理事が兼務することができる。

### 附 則

本会則は、令和2年3月23日に制定し、令和2年4月1日より施行する。

ただし、第5条第1項第3号の理事及び第4号の監事の人数は、当分の間、この限りではない。

### 附 則

本会則は、令和6年4月1日より施行する。